

- ホームページアドレス <http://www.town.tsunan.niigata.jp/>
- メールアドレス info@town.tsunan.niigata.jp
- 編集・発行 新潟県津南町役場総務課
- TEL.025-765-3112 FAX.025-765-4625

迷ったら、困ったら、まずは震災復興支援室

この震災による町民の皆様からのさまざまな相談に応じる「震災復興支援室」を役場に設置することになりました。震災についての相談や、どこに相談に行ったらよいかわからないときは、まず震災復興支援室にご相談ください。専任の職員が対応します。

■開設時間

午前8:30～午後5:15(4月は土日も開催)

■場 所

役場庁舎2階の一室

■電話番号

025-765-3112(総務課 内線251)

被害認定調査に基づく建物被害数 (3月30日現在)

	全壊	大規模 半壊	半壊	一部 損壊	計
住宅	6	2	2	23	33
作業所	9		2		11
車庫	4				4
その他	2		4	2	8
計	21	2	8	25	56



国道 353 号 (津南 - 松之山間) を 2 日間ふさいだ地震による土砂くずれ (写真は通行止め解除後)

被災住宅の再建支援制度の紹介

この度の長野県北部地震で住宅被害を受けたかたに対する支援制度をご紹介します。国や県、または町による支援制度があります。これらすべての支援制度をうけるためには、「り災証明書」が必要です。「り災証明書」の判定根拠となる「被害認定調査」については、すでに全世帯に「申込書」を配布してありますので税務町民課（Tel 765-3113）にご相談ください。

被害判定による支援制度

制度名	住宅の被害判定			
	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊
1.被災者生活再建支援制度(3号)	○	○	△	×
2.住宅応急修理制度(3号)	×(注1)	○	○	×
3.津南町被災住宅改修補助(4号)	×	×	×	○
4.被災建物解体処分費補助(5号)	○	○	○	×

(注1) 全壊でも対象になる場合があります。

被害判定によらない補助制度

補助事業名	主な内容
5.木造住宅耐震診断補助事業(6号)	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅の耐震診断を希望するかたへの診断料の一部補助
6.木造住宅耐震改修支援事業(7号)	昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を耐震改修されるへの改修費の一部補助

1.被災者生活再建支援制度(国)



住宅に多大な被害を受けたかたを対象に、生活必需品の購入や被災住宅の解体・補修等に要した費用に対して支援金を支給します。支援金の額は世帯全体の収入額や住宅の被害の程度により異なります。

住宅の被害(基礎支援金)

全壊	100万円
大規模半壊	50万円

住宅の再建方法(加算支援金)

新築やマンションを買う場合	200万円
住宅を修繕し引き続き住む場合	100万円
アパートなどを借りる場合	50万円

複数世帯の場合

+

※単身世帯は、複数世帯の3/4の金額
被災者生活再建支援法の適用とされない半壊の世帯も含め、中越沖地震と同様の支援を予定しています。

2.住宅応急修理制度



大規模半壊または半壊と認定された住宅を応急修理することで、引き続きその住宅に住む場合、町が業者に委託して「被災した住宅」を一定程度の範囲内で修理します。下の表は、修理費の限度額です。

被害程度	世帯収入など			
	500万円以下	500万円超~700万円以下で世帯主が45歳以上または要援護世帯	700万円超~800万円以下で世帯主が60歳以上または要援護世帯	それ以外
大規模半壊	152万円			
半壊	102万円		50万円	

※全壊した世帯が、この制度を利用する場合は、大規模半壊世帯と同様の支援になります。

ポイント

上記の制度は、地震で住宅に住めなくなってしまったかたへの支援が目的ですから、作業所や蔵のほか、住宅でも人が住んでいなかった建物は、対象となりません。被害認定調査の結果、この制度に該当するかたには、申請方法などの詳細な資料を送付いたします。

お問い合わせ / 総務課 (Tel 765-3112)

3.津南町被災住宅改修補助事業



平成 21 年度より継続してきた住宅改修補助事業の補助金上限を 10 万円から 20 万円に拡充し、地震により被災した住宅を早期復旧することを主目的として実施します。

ポイント

- ◎予定件数を越えた場合、被災状況・資力等を考慮したうえで補助を受けられない場合がありますのでご了承ください。
- ◎被災した住宅の早期復旧を優先します。
- ◎先着順ではありません。

☆申請できる人

- ・津南町民で町税等の滞納がない人
- ・対象の住宅に居住している所有者
- ・被害判定が「一部損壊」であること。

☆対象となる工事

- ・住宅の復旧工事や個人住宅の改修・新築・増築工事および下水道つなぎ込み工事等
※門や塀、庭園、電化製品の購入費等は対象外です。
- ・対象工事が、他の制度の補助金、助成金の対象となっていないこと。

☆対象となる建物

- ・申請者が住んでいる住宅
- ・併用住宅の共用部分は、住居部分^{あんぶん}の面積按分で算出します。

☆施工業者・工事費等の条件

- ・町内に本社もしくは営業所を有する法人及び個人の業者で施工する工事
- ・対象工事費が消費税を除いて 20 万円以上であること。
- ・平成 24 年 1 月 31 日までに実績報告書を提出することが出来る工事

☆補助率・補助限度額

- ・対象工事費の 20% (千円未満は切り捨て) ただし、限度額 20 万円

☆その他

- ・今までに住宅改修補助金を受けたかたも、この補助を受けられます。
- ・税務町民課より「り災証明書」を発行してもらってから申請してください。
- ・工事着手する前に申請してください。

☆申請受付期間

平成 23 年 4 月 11 日(月)～5 月 31 日(火)

☆補助予定件数と補助事業期間

300 件で平成 23 年度 1 年限りを予定。

お問い合わせ / 建設課 (TEL 765-3116)

4.被災建物解体処分費補助



このたびの地震により、半壊以上の被害を受けた住宅等の建物解体処分費を町が負担します。町が負担するのは、「被害認定調査」により半壊以上の調査結果が出た家屋等のみですので、解体前に必ず税務町民課 (Tel 765 - 3113) が行う「被害認定調査」を受けてください。

建物の種別		住宅			作業所、物置、蔵など		
被害認定調査結果		全壊	大規模半壊	半壊	全壊	大規模半壊	半壊
費用の公費負担	解体費	○	×	×	×	×	×
	運搬費※	○	○	○	○	○	○
	処分費	○	○	○	○	○	○
処分業者		高木沢企業(株) (TEL 752 - 5170)					

※運搬を家屋の所有者が行った場合は、30 円 /kmを支払います。車を借り上げた場合は、領収書が必要です。

解体までの流れ

- ①地震で被害があったので建物を取り壊したい。
- ②税務町民課に連絡をし、「被害認定調査」を受けてください。
- ③現地確認後、申請により「り災証明書」を発行します。その結果が、半壊以上だった場合は、町が費用の一部を負担しますので、単価表などに基づいて、解体・運搬・処分それぞれについて、承認申請書を作成し、総務課へ提出してください。
- ④総務課から承認書が出ましたら、業者に連絡し「解体作業等」を行ってください。処分場に持ち込む場合は承認書を提示ください。
- ⑤作業が完了したら、町から、業者へ代金を支払います。

捨てないで!!

たいせつな歴史資料!!



古文書や絵図、日記、昔の写真、民具などの歴史資料は、地域の歴史や文化を未来に伝えるたいせつな「文化遺産」です。被災した資料についてお悩みのかたは、どうぞ教育委員会 (TEL.765-2299) にご相談ください。

お問い合わせ / 総務課 (TEL 765-3112)

5.木造住宅耐震診断補助事業

地震による木造住宅の被害を軽減し、災害に強いまちづくりを推進するため、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）で建築された木造住宅の耐震診断を希望されるかたを対象に、診断料の一部を補助します。

☆補助を受けることができる人

- 次のすべてに該当する住宅（併用住宅を含む）を所有し、税金等の滞納がない人
- ・津南町内に所在する個人（法人は対象外）が所有し、現在、居住している住宅
- ・一戸建ての住宅
- ・昭和56年5月31日以前に着工された住宅
- ・住宅の主要な部分（壁、柱、床、屋根）が木造の住宅

☆補助金の額

耐震診断対象となる延べ床面積	耐震診断料	補助金	自己負担金
70㎡以下	70,000円	60,000円	10,000円
70㎡～175㎡以下	80,000円	70,000円	
175㎡超	100,000円	90,000円	

☆耐震診断方法

- ・津南町耐震診断士登録制度により登録された診断士が行います。
- ・診断は壁材等をはがしたりすることはせず、主に内外観（建物の形状、壁量、壁の材質、建物の劣化状況等）により診断を行います。

☆申請方法

「木造住宅耐震診断実施申込書」を建設課へ提出していただきます。

☆申込期間

平成23年4月11日(月)から平成23年9月28日(水)まで

ポイント

耐震診断については、被害認定調査の結果によらず、毎年行っている事業です。自宅の耐震性を確認したい、また耐震改修を行いたいとお考えのかたは、ご相談ください。

お問い合わせ / 建設課 (TEL 765-3116)

6.木造住宅耐震改修支援事業

地震による木造住宅の被害を軽減し、災害に強いまちづくりを推進するため、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）で建築された木造住宅の耐震診断を希望されるかたを対象に、診断料の一部を補助します。

☆補助対象となる住宅

- ・現に居住の用に供している個人所有の住宅であること。
- ・昭和56年5月31日以前に着工された木造一戸建て住宅であること。
- ・耐震診断の結果、総合評点が1.0未満であると診断された住宅であること。
- ・耐震改修計画の総合評点が1.0以上となる住宅であること。
- ・耐震改修が建築基準法及び建築物の耐震改修の促進に関する法律の規定に違反していないこと。

※耐震診断とは、「5.木造住宅耐震診断補助事業」による耐震診断のことで、この事業を受けるには、事前に耐震診断を受ける必要があります。

☆補助額（最大65万円）

- ・次に掲げる額の合計額
耐震改修に要する費用の1/3を補助（50万円を限度）
上記の額に1/2を乗じて得た額（15万円を限度）
（耐震改修設計・耐震改修計画に要する経費を含みます。）

☆所得税の特別控除

この耐震改修の補助を受けたかたは、租税特別措置法に規定する所得税の特別控除を受けることができます。控除額は、改修費用の10%（20万円を限度）です。

☆本事業の設計者及び工事管理者の条件

- ・新潟県建築設計事務所協会または新潟県建築士会中魚沼支部が行う木造住宅耐震診断と補強方法講習会を終了した者であること。
- ・建築士法で規定する建築士であること。

☆申請方法

「木造住宅耐震改修支援事業補助金交付申請書」を建設課へ提出してください。

☆申請期間

平成23年4月11日(月)～9月28日(水)

耐震改修方法の具体例

- 対角に筋かいを入れ横揺れに強い壁にします。



お問い合わせ / 建設課 (TEL 765-3116)

その他の地震関連のお知らせ

義援金口座の開設

震災後、多くのかたからあたたかいご支援と励ましのお言葉をいただきました。また、義援金についてのお問い合わせもありましたので、義援金受付口座を開設いたしました。

■義援金の名称

津南町長野県北部地震災害義援金

■受付期間

平成 23 年 3 月 25 日(金)～ 9 月 30 日(金)

■義援金口座

金融機関名	本店支店名	口座番号	口座名義人
ホクエツギンコウ 北越銀行	津南支店	(普) 2007779	津南町災害対策本部 本部長 <small>カミムラケンジ</small> 上村憲司
ツナンマチノウギョウキョウドウクミアイ 津南町農業協同組合	本店	(普) 29904	
シオザワシンヨウクミアイ 塩沢信用組合	津南支店	(普) 88913	

皆様のお気持ちに感謝 !!

430万6千69円

(3月29日現在)

すでにたくさんのかたから、町への義援金をいただいております。厚く御礼申し上げます。いただきました義援金は、被災者の復興支援に使わせていただきます。

※上記金融機関の各本支店における窓口での振込手数料は無料になります。

※上記以外のお銀行からの振込み、ATM・インターネットでの振込みは有料扱いです。

※郵便局の現金書留で送付される場合は、郵便料金が無料となります。詳しくは窓口にお聞きください。

※直接お持ちいただける場合は、役場総務課で受け付けております。

■領収書の発行

領収書が必要な場合は、お手数ですが領収書の送付先、入金先銀行名、振込日を FAX 等でお知らせください。注) 寄付者の公表はいたしませんのでご了承ください。

※税制上の措置

災害義援金は、税制上の優遇措置（所得税・住民税の寄付金控除、法人税の全額損金算入）の対象となります。銀行振込または郵便振替により寄付していただいた場合には、控えとしてお手元に残る払込金受取書又は郵便振替払込金受領証をもって、税制優遇措置を受けるための領収書（証明書）にかえることができます。



注意 義援金をよそおった詐欺が報告されています。あやしいと思ったら、まずお問い合わせを

お問い合わせ / 総務課 (TEL 765-3112)